

広島県告示第百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年三月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十年二月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道尾道新市線	尾道市原田町梶山田字真野原一―一九番一地从先から尾道市原田町梶山田字水金八六九番五地先まで	平成二〇年二月二十八日